

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪狭山市は、母子保健関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させないよう適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪狭山市長

公表日

令和3年9月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関連事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1号から第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の56の2の項、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第3号チ、第38条の3 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ 電話:072-367-1300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ 電話:072-367-1300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	公表日	平成27年8月11日	平成31年2月1日	事後	
令和1年6月26日	I 1.②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報以下の事務等で取り扱う。 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務	事後	
令和1年6月26日	I 1.③システムの名称	LOGHEALTH(健康管理システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月26日	I、3.法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第一の49の項	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1号から第8号	事後	
令和1年6月26日	I、4.②法令上の根拠	番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の56の2項 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の70の項	番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第8号	事後	
令和1年6月26日	I、5.①部署	大阪狭山市保健福祉部健康推進グループ	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ	事後	
令和1年6月26日	I、5.②所属長	健康推進グループ課長 新田 一枝	課長	事後	
令和1年6月26日	I、7	大阪狭山市保健福祉部健康推進グループ 電話:072-367-1300	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ 電話:072-367-1300	事後	
令和1年6月26日	I、8	大阪狭山市保健福祉部健康推進グループ 電話:072-367-1301	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ 電話:072-367-1301	事後	
令和1年6月26日	II、1(いつの時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II、2(いつの時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	(全項目追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	I、4.②法令上の根拠	番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第8号	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の56の2の項、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第8号、第38条の3 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3	事前	
令和2年2月20日	II、1(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和2年1月31日時点	事前	
令和2年2月20日	II、2(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和2年1月31日時点	事前	
令和2年2月20日	IV、6目的外の入手が行われるリスクへの対策	接続しない(入手)	十分である	事前	
令和3年9月17日	I、4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の56の2の項、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第8号、第38条の3 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の56の2の項、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第3号チ、第38条の3 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3	事後	
令和3年9月17日	II、1(いつの時点の計数か)	令和2年1月31日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月17日	II、2(いつの時点の計数か)	令和2年1月31日時点	令和3年8月1日時点	事後	